

第40回
定時株主総会
招集ご通知

日時

2021年6月24日(木) 午前10時

場所

徳島市川内町平石若松108番地4
ジャストシステム徳島本社

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬額設定の件

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただき、極力、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 ジャストシステム

証券コード4686

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
第40回定時株主総会を2021年6月24日に開催いたしますので、
ここに招集ご通知をお届けいたします。

ジャストシステムでは、世の中の定石や固定観念にとらわれることなく
常に変化を意識することが、成長を継続させることに繋がると考えています。
考え抜くこと、変化すること、創造すること、
これらを体現することで、さらなる企業価値の向上を実現してまいります。

そして、ジャストシステムが社会に提供する価値の源は、
やはり良い商品とサービスです。
それはこれからも変わることはありません。
その大きさと位置づけを確認しながら対象を世界に広げ、
世界中の人々のより良い未来を創造すること、
それを私たちは実現したいと考えています。
変動の激しい IT 業界の中で、時流をいち早くとらえ、
新しい技術を積極的に採り入れながら、
これからも社会に対して新たな価値を提供し続けてまいります。

今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますよう
宜しくお願い申し上げます。

代表取締役社長

関灘 恭太郎



日本語ワープロソフト



幼児向け通信教育



小学生向け通信教育



中学生向け通信教育



小中学校向け学習クラウド



チャットインタビューサービス



セルフ型ネットリサーチ



日本語入力システム



営業支援クラウドサービス



オールインワンBIソリューション



ノンプログラミング Webデータベースソフト

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただき、極力、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。議決権の事前行使にあたっては、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の【議決権行使等についてのご案内】に従って2021年6月23日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

| | |
|--------------------------|--|
| 1 日 時 | 2021年6月24日（木曜日）午前10時 |
| 2 場 所 | 徳島市川内町平石若松108番地4 ジャストシステム徳島本社 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3 目的事項 | <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第40期（2020年4月1日より2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第40期（2020年4月1日より2021年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 4 議決権行使等についてのご案内 | 36頁に記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。 |
| 5 インターネット開示に関する事項 | 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部です。 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに修正後の事項を掲載します。

当社ウェブサイト (<https://www.justsystems.com/jp/ir/>)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

経営体質の強化並びに今後の事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続に努めることを基本方針としています。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案し、以下のとおりといたします。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金8円

配当総額 513,792,136円

なお、すでに中間配当金として1株につき金5円をお支払いしていますので、年間配当金は1株につき金13円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月25日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監査機能を充実させるとともに、より迅速な意思決定を実現することで、コーポレート・ガバナンスの強化、並びに企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行したいと考えております。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設、並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行通り)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行通り)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (現行通り)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行通り)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (現行通り)</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第15条～第17条 (現行通り)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、7名以内とする。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 (現行通り)</p> <p style="padding-left: 40px;">3 (現行通り)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="padding-left: 40px;">2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第23条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定する。また、必要に応じて取締役会長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(相談役)</p> <p>第24条 当社は、取締役会の決議によって、相談役若干名を置くことができる。</p> <p>第25条～第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第28条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役社長1名を選定する。</p> <p>(削 除)</p> <p>第25条～第27条 (現行通り)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金500万円以上であら</u> <u>かじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第6章 計 算 第35条～第38条 (条文省略) (新 設)</p> | <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第6章 計 算 第31条～第34条 (現行通り)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、第40回定時株主総会で決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。以下同じ。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。また、当該定時株主総会終結前の監査役と締結済みの責任限定契約については、なお従前の例による。</u></p> |

第3号議案

監査等委員でない取締役5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行し、取締役5名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役5名の選任をお願いいたします。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|--|---|------------|
| 1 | せきなだ きょうたろう 関灘 恭太郎 (1977年12月29日) | 2000年 4月 (株)キーエンス入社 2009年 6月 当社取締役 2010年10月 当社取締役 事業企画部長 2012年 7月 当社取締役 経営企画室長 2016年 3月 当社代表取締役社長 (現任) | 5,000株 |
| 2 | たじき まさゆき 田食 雅行 (1969年10月15日) | 2006年10月 当社入社 2012年 4月 当社コンシューマ事業部長 2018年10月 当社ソリューションストラテジー事業部長 2020年 6月 当社取締役ソリューションストラテジー事業部長 (現任) | 1,000株 |
| 3 | みき まさゆき 三木 雅之 (1975年4月3日) | 1998年 4月 (株)キーエンス入社 2009年 6月 当社取締役 (現任) 2016年 3月 当社取締役 最高開発責任者 2018年 6月 (株)キーエンス取締役 (現任) | 5,000株 |
| 4 | くりはら まなぶ 栗原 学 (1956年4月19日) | 1987年10月 監査法人中央会計事務所入所 1991年 3月 公認会計士登録 2001年 7月 中央青山監査法人パートナー 2007年 8月 新日本監査法人パートナー 2017年 9月 栗原公認会計士事務所 代表 (現任) 2019年 6月 当社社外取締役 (現任) | 一株 |

| 候補者 番 号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社 株 式 の 数 |
|------------|-------------------------------------|--|-------------------|
| 5 | くわやま かつひこ 桑山 克彦 (1963年10月19日) | 1994年 4月 弁護士登録 1994年 4月 濱田松本法律事務所入所 2000年 8月 ニューヨーク州弁護士登録 2003年 8月 TMI総合法律事務所パートナー 2012年10月 桑山総合法律事務所 代表 (現任) 2020年 6月 当社社外取締役 (現任) | 一株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 栗原学氏及び桑山克彦氏は、社外取締役候補者です。
3. 当社は、栗原学氏及び桑山克彦氏を東京証券取引所に独立役員として届け出しています。両氏が再任された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。なお、当社は、社外取締役を選任するための社外役員選任基準規程を定めており、その選任に際しては、東京証券取引所が上場規程に定める独立性基準も参考とし、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で、社外役員としての職務を遂行できることを前提に選任しています。栗原学氏及び桑山克彦氏は、いずれもこれらの基準を満たしています。
4. 栗原学氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての財務、会計及び税務に関する豊富な経験と専門知識並びに他社取締役や投資法人の監督役員としての経験を有していることから、当社取締役会の機能強化が期待されるためです。なお、同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。栗原学氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 桑山克彦氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を有していることから、主にコンプライアンスの観点によるアドバイスにより当社取締役会の機能強化が期待されるためです。なお、同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。桑山克彦氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、栗原学氏及び桑山克彦氏の間で損害賠償責任の限度額を500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合は、それぞれ当該契約を継続する予定です。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求を受けた場合等において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責条項があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。全ての候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたします。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------|---|------------|
| 1 | 肥後 泰 (1957年8月4日) | 1980年 4月 (株)日本興業銀行入行 2007年10月 新光証券(株)執行役員 2011年 4月 みずほ証券(株)常務執行役員 2012年 6月 同 常勤監査役 2017年 6月 同 取締役監査等委員 (監査等委員会委員長) 2019年 6月 みずほ証券ビジネスサービス(株) 代表取締役社長 | 一株 |
| 2 | 熊谷 勉 (1950年5月7日) | 1974年 4月 (株)伊勢丹入社 2007年 4月 同 執行役員 経理部長 2009年 4月 同 常勤監査役 2011年 4月 (株)三越伊勢丹 常勤監査役 2012年 6月 当社社外監査役 (現任) | 一株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|---|---|------------|
| 3 | い が ら し と お る 五十嵐 透 (1981年11月26日) | 2011年 1月 (株)キーエンス入社 2018年 9月 同 経 理 グ ル ー プ 長 (現 任) 2019年 6月 当 社 社 外 監 査 役 (現 任) | 一株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 肥後泰氏、熊谷勉氏及び五十嵐透氏は、監査等委員である社外取締役候補者です。
 3. 肥後泰氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、金融業界の会社経営における豊富な業務執行経験や監査等委員である取締役としての経験と識見を有しており、取締役会における意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待されるためです。
 4. 熊谷勉氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、経理部門における豊富な業務執行経験や常勤監査役の経験と識見を有しており、取締役会における意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待されるためです。
 5. 五十嵐透氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、経理部門における豊富な業務執行経験や識見を有しており、取締役会における意思決定機能及び監査・監督機能の強化が期待されるためです。
 6. 当社は熊谷勉氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定です。また、肥後泰氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定です。
 7. 当社は、熊谷勉氏、五十嵐透氏との間で損害賠償責任の限度額を500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、それぞれ当該契約を継続する予定です。
また、肥後泰氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定です。
 8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求を受けた場合等において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責条項があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。全ての候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行します。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたします。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社 株式の数 |
|---|---|----------------|
| わかばやし のりお 若林 典雄 (1954年10月9日) | 1977年 4月 東京国税局入局 2014年 7月 荏原税務署長 2015年 8月 税理士登録 2015年 8月 若林典雄税理士事務所 代表（現任） | 一株 |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 若林典雄氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
3. 若林典雄氏は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士としての専門的な知識や経験を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものです。
4. 当社は、若林典雄氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、損害賠償責任の限度額を500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求を受けた場合等において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責条項があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。若林典雄氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第6号議案

監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、1994年6月27日開催の臨時株主総会において月額2,500万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）とご承認いただき現在に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役報酬額に関する定めを廃止し、監査等委員でない取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3億円以内（うち、社外取締役分は年額2,400万円以内）とさせていただきたいと存じます。なお、当該報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まないものとしたしたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員でない取締役5名選任の件」が承認可決されますと、監査等委員でない取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

また、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3,600万円以内とさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

なお、当社における取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針は後記20頁に記載の通りであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、当該方針を変更することは予定しておりません。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2020年4月1日より2021年3月31日まで)**1 企業集団の現況に関する事項****(1) 事業の経過及びその成果**

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症流行のために停止していた経済活動が徐々に再開されたことにより、個人消費、生産及び輸出は持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況が続きました。

このような状況下において、当社グループは、高機能で付加価値の高い新商品・サービスを提供することにこだわり、既存ビジネスによる安定した収益を基盤としつつ、個人向け・法人向けともに売上高の拡大に向けた提案力の強化や、新たな収益の柱となる新商品・サービスの企画、開発に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は411億74百万円（前期比12.8%増）、営業利益は150億69百万円（前期比15.2%増）、経常利益は152億2百万円（前期比16.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は109億57百万円（前期比18.0%増）となりました。営業利益、経常利益、当期純利益はいずれも株式上場以来の最高益を更新しました。

| | 第39期 (2020年3月期) | 第40期 (2021年3月期) | 前連結会計年度比 |
|-----------------|--------------------|--------------------|--|
| | 金額 (百万円) | 金額 (百万円) | 増減率 |
| 売上高 | 36,503 | 41,174 | 12.8%増  |
| 営業利益 | 13,084 | 15,069 | 15.2%増  |
| 経常利益 | 13,106 | 15,202 | 16.0%増  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 9,287 | 10,957 | 18.0%増  |

(2) 設備投資の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

(4) 今後の見通しと対処すべき課題

今後の日本経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による経済活動の大幅な停滞等の影響により、内外経済をさらに下振れさせるリスクがあり、先行き不透明な状況が続くと見込まれます。

このような経営環境の中で、当社は個人向け・法人向けに幅広く商品・サービスを提供できる強みを活かして継続的かつ安定的に収益を確保できる体制を整備・推進してまいります。そして、当社の商品・サービスを通じてお客様や社会の発展に資することで、株主の皆様やお客様、市場、さらには社員が求める企業価値を総合的に高めていくことが重要であると考えています。

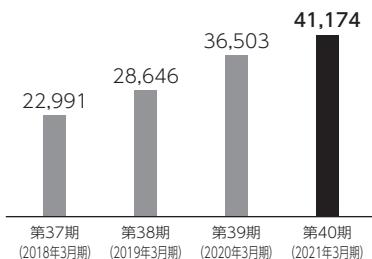
当社は、経営指標の中でも、特に「1人当たりの営業利益額」の継続的な拡大を重視しており、既存商品については機能強化を継続することで顧客満足度を高め、他方では新商品・サービスの企画、開発により顧客層を拡大することで、継続的な事業拡大と企業価値の向上を目指します。

また、組織の活性化と人事制度の強化拡充を進め、常に変化し、成長し続ける企業体質の構築に努めます。

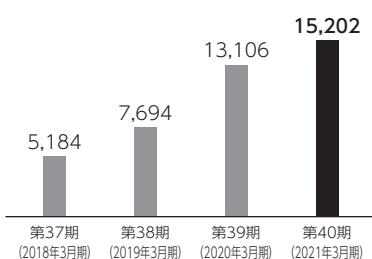
当社グループが属するIT業界は、事業環境が短期的に大きく変動する傾向にあり、通期の業績予想について信頼性の高い数値を合理的に算出することは難しいと考えていますが、「継続的な増収増益」を目指し、スピードを意識して新商品・サービスの企画、開発の推進、将来に向けた積極的な成長投資等を実行してまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

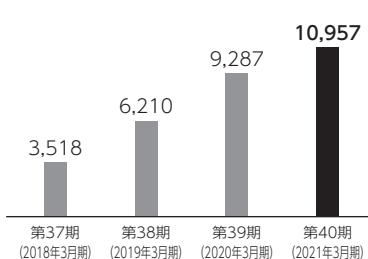
売上高 (単位：百万円)



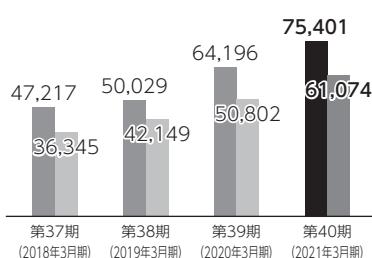
経常利益 (単位：百万円)



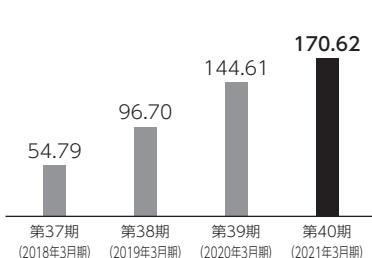
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



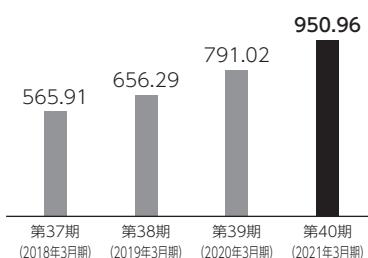
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



| 区 分 | 第37期 (2018年3月期) | 第38期 (2019年3月期) | 第39期 (2020年3月期) | 第40期 (当期) (2021年3月期) |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------------|
| 売上高 (百万円) | 22,991 | 28,646 | 36,503 | 41,174 |
| 経常利益 (百万円) | 5,184 | 7,694 | 13,106 | 15,202 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 3,518 | 6,210 | 9,287 | 10,957 |
| 総資産 (百万円) | 47,217 | 50,029 | 64,196 | 75,401 |
| 純資産 (百万円) | 36,345 | 42,149 | 50,802 | 61,074 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 54.79 | 96.70 | 144.61 | 170.62 |
| 1株当たり純資産 (円) | 565.91 | 656.29 | 791.02 | 950.96 |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しています。
2. 第37期については、決算訂正を行ったため、訂正後の数値を記載しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 (%) | 主要な事業内容 |
|-------------------------|-----------|----------|------------------|
| JustSystems Canada Inc. | 10百万カナダドル | 100.0 | 「XMetaL」製品の開発と販売 |

(注) 連結決算日現在の資本金です。

③ その他

(株)キーエンスは、当社のその他の関係会社であり、同社は当社の株式を28,234千株（出資比率43.96%）保有しています。当社は同社と資本・業務提携契約を締結しています。

(7) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

ソフトウェア及び関連サービスの企画と開発、提供

(8) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

東京本社 東京都新宿区西新宿6丁目8番地1号
住友不動産新宿オークタワー

徳島本社 徳島県徳島市川内町平石若松108番地4
営業所 東京都新宿区、名古屋市、大阪市、福岡市

② 子会社

JustSystems Canada Inc. (カナダ バンクーバー市)

(9) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

企業集団の従業員数は343名（110名）、当社の従業員数は338名（109名）です。

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、人材派遣会社からの派遣社員、パート・アルバイトを含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(10) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 66,163,200株
- (2) 発行済株式の総数 64,224,800株 (うち自己株式783株)
- (3) 株主数 6,026名
- (4) 大株主

| 株主名 | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|------------------------------|----------|----------|
| 株式会社キーエンス | 28,234 | 43.96 |
| 重田 康光 | 4,686 | 7.30 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 3,684 | 5.74 |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT | 1,854 | 2.89 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 1,776 | 2.77 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口9) | 1,287 | 2.00 |
| JP MORGAN CHASE BANK 385632 | 1,261 | 1.96 |
| MSCO CUSTOMER SECURITIES | 1,177 | 1.83 |
| SMBC日興証券株式会社 | 986 | 1.54 |
| 福良 伴昭 | 870 | 1.35 |

(注) 持株比率は自己株式 (783株) を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|---------|-------------------|
| 代表取締役社長 | 関 灘 恭太郎 | |
| 取締役 | 田 食 雅 行 | ソリューションストラテジー事業部長 |
| 取締役 | 三 木 雅 之 | (株)キーエンス取締役 |
| 取締役 | 栗 原 学 | 栗原公認会計士事務所 代表 |
| 取締役 | 栗 山 克 彦 | 桑山総合法律事務所 代表 |
| 常勤監査役 | 渡 邊 徹 | |
| 監査役 | 熊 谷 勉 | |
| 監査役 | 五十嵐 透 | (株)キーエンス経理グループ長 |

- (注) 1. 取締役栗原学氏及び栗山克彦氏は、社外取締役です。
2. 常勤監査役渡邊徹氏、監査役熊谷勉氏及び五十嵐透氏は、社外監査役であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 栗原学氏、栗山克彦氏、渡邊徹氏、熊谷勉氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員と、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく各社外役員の損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としています。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分 | 支給人員 | 支給額 |
|--------------|---------|-------------------|
| 取締役（うち社外取締役） | 7名（3名） | 10,599万円（1,008万円） |
| 監査役（うち社外監査役） | 3名（3名） | 1,128万円（1,128万円） |
| 合計（うち社外役員） | 10名（6名） | 11,727万円（2,136万円） |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 役員報酬は、固定報酬のみとし、業績連動報酬及び非金銭報酬は含まれていません。
3. 1994年6月27日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額2,500万円以内（使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は月額300万円以内と決議いただいています。当該決議に係る取締役の員数は10名、監査役の員数は1名です。

(4) 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針

① 基本方針

当社の役員報酬は、下記を基本方針としています。

- ・業績に対する責任を明確にし、かつ継続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであること
- ・優秀な人材を確保・維持できる報酬水準、報酬体系とすること
- ・報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること

② 役員（取締役）報酬額算定方法

報酬額は、業績に対する責任を明確にするため、前事業年度における管理職の年収を基準額とし、係数を乗じることにより算出しています。

役員報酬の水準につきましては、当社の事業内容及び経営状況等を踏まえ、他の上場企業（同業・同規模他業種を含む）における報酬額や当社従業員給与とのバランス等を考慮し、係数を設定しています。係数は、役位によって異なり、5.0を上限としています。

報酬は、固定報酬のみとしています。基準額が前事業年度の業績に連動しており、固定報酬に占める業績連動部分の割合は、60～70%となっています。

当社は、経営指標の中でも、特に「従業員1人当たりの営業利益額」の継続的な拡大を重視し、業績連動部分を決定する指標として用いています。「従業員1人当たりの営業利益額」の増減を報酬に反映させることで、業績との連動性を高め、企業の成長に対する責任を明確にしています。

現時点では、株主との持続的な利益意識の共有、企業価値の向上が十分に図れていると考えており、また、他の上場企業における役員報酬水準とのバランスを考慮した上で、株式報酬を含む中長期インセンティブ等の導入は今後の検討課題としています。

（注）社外取締役は除きます。

③ 社外取締役・監査役の報酬

業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしています。また、監査役の報酬につきましては、独立した立場からの監査の実効性を確保するため、業績との連動は行わず、監査役との協議により定める固定報酬のみとしています。

④ 報酬決定プロセス

当社取締役の報酬等については、株主総会において決議された金額を上限として、役員報酬額算定方法に基づき経営企画室が起案し、経営会議にて決定しています。経営会議の議長は、取締役報酬額の決定に関して取締役会より一任された代表取締役社長 関灘恭太郎が務めています。同氏に委任した理由は、当社の事業環境や経営状況、役員の役割や成果等を熟知し、総合的かつ客観的に役員の報酬額を決定できると判断したためです。ただし、報酬の決定過程において透明性を確保する観点から独立社外取締役に対して報酬決定方針、水準、係数等を説明し、適切な関与・助言を得ています。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を当社及び子会社の取締役、監査役、経営に関わる管理職の地位にある従業員等を被保険者として締結しています。また、全ての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しています。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求を受けた場合等において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責条項があります。

(6) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況、及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

・社外取締役

取締役の栗原学氏は、公認会計士としての財務、会計及び税務に関する豊富な経験と専門知識並びに他社取締役や投資法人の監督役員としての経験をもとに、当社の経営全般及びコーポレート・ガバナンスに対して、具体的な意見・提言を行っています。なお、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。

取締役の桑山克彦氏は、弁護士としての高度な専門知識に加え、企業法務の実務経験をもとに、当社の経営全般及びコーポレート・ガバナンスに対して、具体的な意見・提言を行っています。なお、2020年6月25日就任以降に開催された取締役会10回の全てに出席いたしました。

・社外監査役

常勤監査役の渡邊徹氏は、当社事業と関連性の高い分野における豊富な経験や識見に基づき、独立した立場から社外監査役として経営全般に対する監督と具体的な意見・提言を行っています。なお、当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。

監査役の熊谷勉氏は、経理部門における豊富な業務執行経験や常勤監査役としての経験と識見に基づき、独立した立場から社外監査役として経営全般に対する監督と具体的な意見・提言を行っています。なお、当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。

監査役の五十嵐透氏は、経理部門における豊富な業務執行経験や識見に基づき、経営全般に対する監督と具体的な意見・提言を行っています。なお、当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。

② 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役の栗原学氏は、栗原公認会計士事務所の代表です。当社は同事務所との間に特別の関係はありません。

取締役の桑山克彦氏は、桑山総合法律事務所の代表です。当社は同事務所との間に特別の関係はありません。

監査役の五十嵐透氏は、(株)キーエンスの業務執行者です。同社は、当社のその他の関係会社であり、当社は同社と資本・業務提携契約を締結しています。同社は、当社の自主・自立性を尊重しており、当社の意思決定を妨げたり、拘束したりすることはありません。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支払額 |
|-------------------------------------|---------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 4,370万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 4,370万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

○業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人はコンプライアンス関連規程、及び行動規範に基づく継続的な教育プログラムにより、法令及び定款の遵守を徹底する。また、監査役及び内部監査担当による監査の実施により当該遵守状況を監督する。さらに、当該遵守の不適合を発見する仕組みの一つとして、内部通報関連規程に基づき、内部通報制度を運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役による自己の職務の執行状況を取締役会報告事項として定め、当該報告事項を含む議事録を10年間保存する。また、経営会議議事録及び社内承認記録を、書面や電磁的方法により保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務報告や情報セキュリティ等各局面に応じた関連規程を定め、リスク管理に関する統括責任者を代表取締役として、各業務の責任者は、リスク分析、評価、及び対策の策定を継続的に行う。また、内部監査担当及び監査役が、経営上のあらゆるリスク管理に関する監査を行うことにより総合的な管理体制を維持する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則月1回行い、重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を行う。また、取締役会の監督機能をより強化しつつ、職務執行の効率性を確保するための場として、経営会議を随時開催し、取締役会の委嘱を受けた重要事項等の意思決定を機動的に行う。さらに、責任権限規程に基づき組織責任者への権限委譲を行い、各種意思決定を迅速に行える体制を整備する。なお、中期の経営計画及び各部門の業務計画を設定し、その進捗状況を定期的に分析、評価する体制を構築する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社に子会社等の関係会社管理を行う部門を設置し、関係会社管理規程等によりその管理方針等を定めるほか、必要に応じ当社取締役又は使用人を関係会社に派遣して企業集団における業務の適正を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めがあった場合は、当該監査役と協議したうえで適切な使用人を選定し、その職務を補助させる。取締役は、監査を補助する使用人の監査補助の業務を妨げず、また、当該使用人の人事考課において不当な評価を行わない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法令又は定款に違反する事実又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、及び監査役による適正な監査の実施に必要な事実について、監査役に直ちに報告する体制を整備する。また、取締役及び使用人は、監査役から業務に関する事項の報告を求められた場合、すみやかに報告を行う。

(8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役と監査役は情報共有に努めるとともに、監査役が取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、適宜意見を述べられる体制を整備する。監査役と内部監査担当及び会計監査人が連携し、効率的で有効性のある監査の実施が可能な体制を整備する。

○業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成されており、原則月1回の定時取締役会のほか、臨時取締役会を開催し、法令等に定める重要事項のほか、経営に係る重要な意思決定を行っています。また、業務執行に係る重要事項については取締役、常勤監査役等で構成される経営会議において審議・決定いたします。
- (2) 監査役会は、社外監査役3名で構成されており、原則月1回開催し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めています。監査役は取締役会その他経営会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っています。
- (3) 当事業年度の具体的な取り組み
 - ①コンプライアンスの徹底
当社グループ行動規範に基づくコンプライアンス徹底の一環として、当事業年度は、全従業員を対象にしたコンプライアンス研修、及びコンプライアンスニュースの配信をしました。また、これらの効果検証を目的として意識調査を行い、継続的な施策改善に取り組んでおります。
 - ②情報セキュリティの強化
情報漏洩リスク等に対しては、端末利用規則やWebサービス利用規則等の社内規程類整備とその監査体制強化により、情報セキュリティの実効性を高めました。また、近年リモートワークを想定したセキュリティ体制を事前整備していたことから、新型コロナウイルス感染症対策において、従業員の在宅勤務への移行が円滑に実施できました。引き続き、これらの取り組みについて強化を図ります。
 - ③権限委譲の促進
責任権限規程を見直し、組織責任者への権限委譲を促すことで意思決定の迅速化を図りました。このような取り組みにより取締役の職務執行における効率化を推進しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目 | 第40期 2021年3月31日現在 |
|-----------------|----------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 65,477 |
| 現金及び預金 | 56,007 |
| 受取手形及び売掛金 | 3,056 |
| 商品及び製品 | 825 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,278 |
| 前払費用 | 3,613 |
| その他 | 739 |
| 貸倒引当金 | △43 |
| 固定資産 | 9,923 |
| 有形固定資産 | 6,190 |
| 建物及び構築物 | 9,445 |
| 工具器具備品 | 1,595 |
| 土地 | 3,569 |
| 減価償却累計額 | △8,420 |
| 無形固定資産 | 2,790 |
| ソフトウェア | 2,394 |
| ソフトウェア仮勘定 | 394 |
| その他 | 0 |
| 投資その他の資産 | 943 |
| 投資有価証券 | 30 |
| 繰延税金資産 | 643 |
| その他 | 459 |
| 貸倒引当金 | △190 |
| 資産合計 | 75,401 |

| 科目 | 第40期 2021年3月31日現在 |
|--------------------|----------------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | 14,206 |
| 買掛金 | 1,232 |
| 未払金 | 1,856 |
| 未払法人税等 | 2,630 |
| 未払消費税等 | 775 |
| 前受収益 | 6,719 |
| 賞与引当金 | 575 |
| その他 | 415 |
| 固定負債 | 119 |
| 退職給付に係る負債 | 96 |
| その他 | 23 |
| 負債合計 | 14,326 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 61,175 |
| 資本金 | 10,146 |
| 資本剰余金 | 12,293 |
| 利益剰余金 | 38,736 |
| 自己株式 | △1 |
| その他の包括利益累計額 | △100 |
| その他有価証券評価差額金 | 8 |
| 為替換算調整勘定 | △102 |
| 退職給付に係る調整累計額 | △6 |
| 純資産合計 | 61,074 |
| 負債・純資産合計 | 75,401 |

連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 第40期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで | |
|-----------------|-------------------------------------|--------|
| | | |
| 売上高 | | 41,174 |
| 売上原価 | | 11,268 |
| 売上総利益 | | 29,906 |
| 販売費及び一般管理費 | | 14,837 |
| 営業利益 | | 15,069 |
| 営業外収益 | | 156 |
| 受取利息 | 8 | |
| 為替差益 | 75 | |
| 受取賃貸料 | 45 | |
| その他 | 26 | |
| 営業外費用 | | 23 |
| 賃貸費用 | 3 | |
| 固定資産除却損 | 0 | |
| その他 | 19 | |
| 経常利益 | | 15,202 |
| 特別利益 | | 1 |
| 投資有価証券売却益 | 1 | |
| 特別損失 | | 72 |
| 減損損失 | 71 | |
| 投資有価証券評価損 | 1 | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 15,130 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 4,129 |
| 法人税等調整額 | | 43 |
| 当期純利益 | | 10,957 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 10,957 |

連結株主資本等変動計算書

第40期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|--------|--------|--------|------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 10,146 | 12,293 | 28,420 | △1 | 50,859 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △642 | | △642 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 10,957 | | 10,957 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 10,315 | △0 | 10,315 |
| 当期末残高 | 10,146 | 12,293 | 38,736 | △1 | 61,175 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 純資産合計 |
|-------------------------|-----------------|----------|-------------|------------------|-------------------|--------|
| | その他有価証券 評価差額 | 為替 調整 | 換 算 定 | 退職給付に係る調整 累計額 | その他の包括利益 累計額合計 | |
| 当期首残高 | 3 | | △71 | 10 | △57 | 50,802 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △642 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | | 10,957 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 4 | | △30 | △17 | △42 | △42 |
| 当期変動額合計 | 4 | | △30 | △17 | △42 | 10,272 |
| 当期末残高 | 8 | | △102 | △6 | △100 | 61,074 |

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

| 科目 | 第40期 2021年3月31日現在 |
|-----------------|----------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 65,372 |
| 現金及び預金 | 55,936 |
| 受取手形 | 9 |
| 売掛金 | 3,014 |
| 商品及び製品 | 825 |
| 原材料及び貯蔵品 | 1,278 |
| 前払費用 | 3,611 |
| 未収金 | 637 |
| 前払金 | 95 |
| その他 | 5 |
| 貸倒引当金 | △42 |
| 固定資産 | 10,120 |
| 有形固定資産 | 6,185 |
| 建物 | 2,397 |
| 構築物 | 82 |
| 工具器具備品 | 136 |
| 土地 | 3,569 |
| 無形固定資産 | 2,734 |
| ソフトウェア | 2,339 |
| ソフトウェア仮勘定 | 394 |
| 投資その他の資産 | 1,200 |
| 投資有価証券 | 30 |
| 関係会社株式 | 0 |
| 関係会社長期貸付金 | 262 |
| 長期前払費用 | 75 |
| 差入保証金 | 188 |
| 繰延税金資産 | 643 |
| その他 | 190 |
| 貸倒引当金 | △190 |
| 資産合計 | 75,492 |

| 科目 | 第40期 2021年3月31日現在 |
|-----------------|----------------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | 14,118 |
| 買掛金 | 1,230 |
| 未払金 | 1,856 |
| 未払費用 | 263 |
| 未払法人税等 | 2,630 |
| 未払消費税等 | 775 |
| 前受収益 | 6,650 |
| 賞与引当金 | 575 |
| その他 | 134 |
| 固定負債 | 367 |
| 退職給付引当金 | 90 |
| 関係会社事業損失引当金 | 260 |
| その他 | 17 |
| 負債合計 | 14,485 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 60,998 |
| 資本金 | 10,146 |
| 資本剰余金 | 12,293 |
| 資本準備金 | 5,355 |
| その他資本剰余金 | 6,938 |
| 利益剰余金 | 38,559 |
| 利益準備金 | 19 |
| その他利益剰余金 | 38,540 |
| 繰越利益剰余金 | 38,540 |
| 自己株式 | △1 |
| 評価・換算差額等 | 8 |
| その他有価証券評価差額金 | 8 |
| 純資産合計 | 61,006 |
| 負債・純資産合計 | 75,492 |

損益計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 第40期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで | |
|----------------|-------------------------------------|--------|
| | | |
| 売上高 | | 40,983 |
| 売上原価 | | 11,223 |
| 売上総利益 | | 29,760 |
| 販売費及び一般管理費 | | 14,761 |
| 営業利益 | | 14,998 |
| 営業外収益 | | 175 |
| 受取利息及び配当金 | 16 | |
| 為替差益 | 86 | |
| 受取賃貸料 | 45 | |
| その他 | 25 | |
| 営業外費用 | | 23 |
| 賃貸費用 | 3 | |
| 固定資産除却損 | 0 | |
| その他 | 19 | |
| 経常利益 | | 15,150 |
| 特別利益 | | 41 |
| 関係会社事業損失引当金戻入額 | 40 | |
| 投資有価証券売却益 | 1 | |
| 特別損失 | | 72 |
| 減損損失 | 71 | |
| 投資有価証券評価損 | 1 | |
| 税引前当期純利益 | | 15,118 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 4,129 |
| 法人税等調整額 | | 43 |
| 当期純利益 | | 10,945 |

株主資本等変動計算書

第40期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|--------|-------|----------|-------|---------------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 10,146 | 5,355 | 6,938 | 19 | 28,236 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △642 |
| 当期純利益 | | | | | 10,945 |
| 自己株式の取得 | | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | 10,303 |
| 当期末残高 | 10,146 | 5,355 | 6,938 | 19 | 38,540 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|---------------------|------|--------|------------------|--------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | |
| 当期首残高 | △1 | 50,695 | 3 | 50,698 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | △642 | | △642 |
| 当期純利益 | | 10,945 | | 10,945 |
| 自己株式の取得 | △0 | △0 | | △0 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | 4 | 4 |
| 当期変動額合計 | △0 | 10,303 | 4 | 10,308 |
| 当期末残高 | △1 | 60,998 | 8 | 61,006 |

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社ジャストシステム
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神代 勲®
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川口泰広®
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジャストシステムの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャストシステム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社ジャストシステム
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神代 勲[Ⓜ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川口 泰広[Ⓜ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャストシステムの2020年4月1日から2021年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社ジャストシステム 監査役会

常勤社外監査役 渡邊 徹 ㊞
社外監査役 熊谷 勉 ㊞
社外監査役 五十嵐 透 ㊞

以上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

開催日時 2021年6月24日（木曜日）午前10時

場所 ジャストシステム徳島本社
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月23日（水曜日）午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



- ・パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・スマートフォンにより議決権行使される場合は、初回のログインに限り同封の議決権行使書用紙に表示されたQRコードを読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「仮パスワード」を入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただく必要があります。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

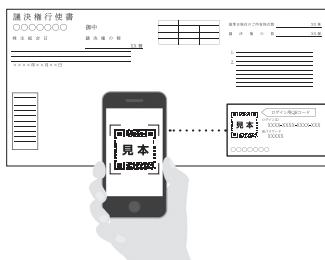
行使期限 2021年6月23日（水曜日）午後6時入力分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

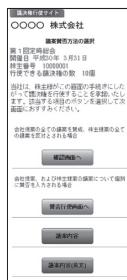
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は㈱デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



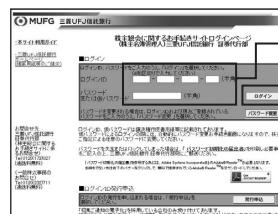
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

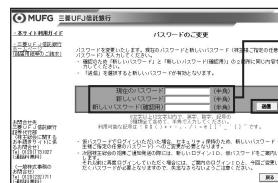
- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

※複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱い

- (1) 郵送による方法とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。機関投資家の皆様は、(株)CJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

企業理念

次の「あたりまえ」をつくる。

ジャストシステムは、
社会が真に必要とする、次の「あたりまえ」を創造し続けます。

既に存在する「あたりまえ」を疑い、
あらゆる市場における、次の「あたりまえ」を追求し続けます。

変化を恐れず、妥協を許さず、未来を見通し、
世の中にとっての「最高」を実現し続けます。

当社ウェブサイトのご案内

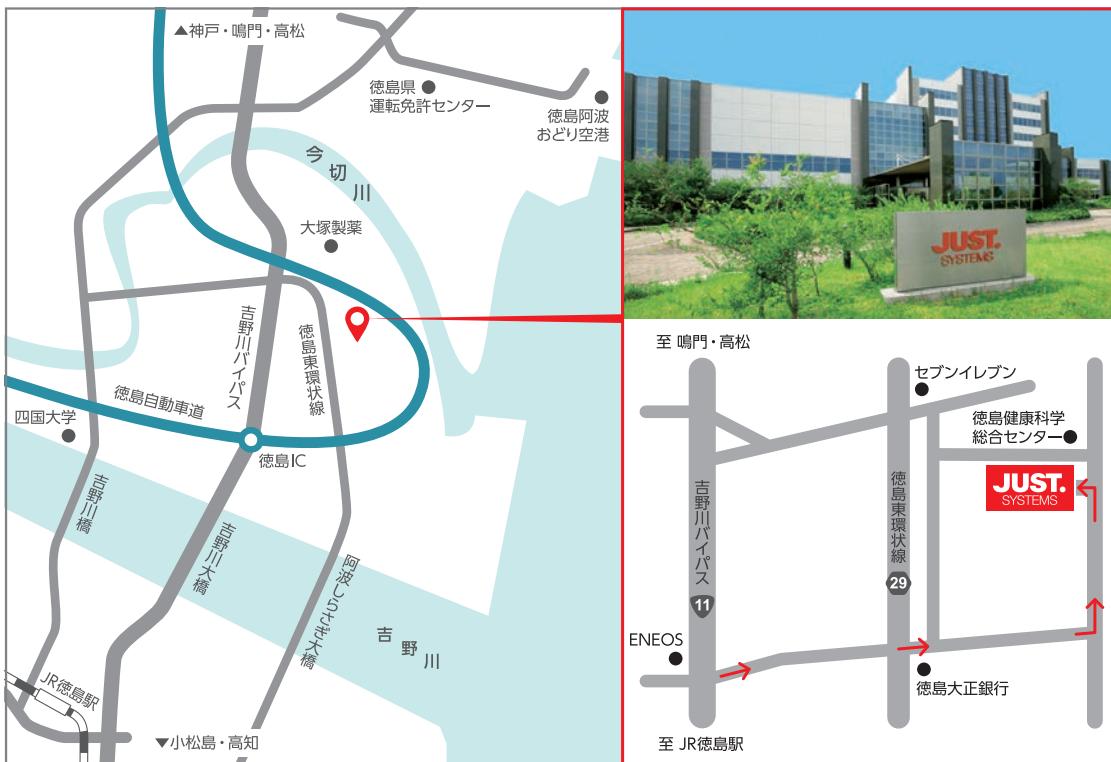
当社では株主や投資家の皆様に当社を正しくご理解いただくと共に、最新情報を公平かつ迅速に提供することを目的に、インターネットを活用した情報開示を行っています。ぜひ当社ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.justsystems.com/jp/>

ジャストシステム

検索





■株主総会会場ご案内図

ジャストシステム徳島本社

徳島市川内町平石若松108番地4 電話088(666)1000

交通

●徳島阿波おどり空港より約10分 ●JR徳島駅より約20分 ●徳島自動車道徳島ICより約5分

※駐車場はご用意しておりますが、台数に限りがあるため、できる限り公共の乗り物でお越しくださいますようお願い申し上げます。